

【令和6年度新潟地方最低賃金審議会 第4回新潟県最低賃金専門部会 議事録】

1. 日時 令和6年8月5日(月) 9:30~12:30

2. 会場 新潟美咲合同庁舎2号館4階共用会議室A

3. 出席者

公益代表委員 長谷川委員(部会長)、佐々木委員(部会長代理)、磯部委員

労働者代表委員 遠藤委員、田辺委員

使用者代表委員 徳武委員、八木委員、池田委員

事務局 足立労働基準部長、金丸賃金室長、広瀬賃金室長補佐、

佐藤賃金指導官

4. 議事次第

(1) 新潟県最低賃金の改正について

(2) その他

5. 資料

配布資料のとおり

6. 議事内容

[事務局] 賃金室長補佐

それでは、定刻になりましたので、ただ今から令和6年度第4回新潟県最低賃金専門部会を開会いたします。

まず、定足数について御報告いたします。本日は労働者代表委員の梅野委員が所用のため欠席との報告をいただいております。御出席をいただいておりますのは、公益代表委員3名、労働者代表委員2名、使用者代表委員3名、合計8名の委員に御出席をいただいております。これは委員定数3分の2以上の出席が認められますので、最低賃金審議会令第5条第2項、同令第6条第6項の規定により、本専門部会が有効に成立していることを御報告いたします。

また、本専門部会は公開となっており、本日、4名の傍聴者の方がおられます。そのほかに、報道関係者として1社3名の方が併せて傍聴をされております。

それでは、議事進行を部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

[長谷川部会長]

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。議題(1)「新潟県最低賃金の改正について」です。最初に、

事務局より連絡事項をお願いいたします。

[事務局] 賃金室長

他局の審議状況について御報告いたします。前回、3局の状況を御報告させていただきましたが、その後の状況となります。まず、奈良局です。引上げ額は目安どおりで、986円、労働者側が全員反対となっております。続きまして、北海道局です。引上げ額は目安どおりで、1,010円、使用者側が全員反対となっております。続きまして、愛知局です。引上げ額は目安どおりで、1,077円、労働者側が全員反対となっております。続きまして、三重局です。引上げ額は目安どおりで、1,023円、労働者側が全員反対となっております。最後に山梨局です。引上げ額は目安どおりで、988円、労使ともに一部反対ですが、結審したという結論となっております。御報告は以上です。

[長谷川部会長]

ありがとうございました。ただ今の説明に関して、何か御質問はございませんか。よろしいですか。

それでは、審議に入ります。労使双方から、この場で御主張したいことがございますか。よろしいですか。

ないようですので、二者協議に入ります。本日はまず、使用者側委員からお願いいたします。公使協議の前に、使用者側委員で打合せをする時間は何分程度必要でしょうか。

[徳武委員]

特に必要ございません。

[長谷川部会長]

分かりました。それでは、公使協議から始めたいと思います。

事務局から連絡事項をお願いします。

[事務局] 賃金室長補佐

それでは、この後二者協議の場面となります。非公開となります。傍聴者の方につきましては、この議場で待機をお願いいたします。

まず、委員の皆様方の本日の控室を御案内いたします。公益委員は3階第3小会議室、ここが二者協議会場となります。労働者側委員は3階第2小会議室、使用者側委員は労働

基準部長室が控室となります。この後御案内させていただきます。

それでは、公使協議から行います。公益委員と使用者側委員の皆様は、3階第3小会議室へ御移動をお願いいたします。

~~~~以後、「公労会議」「公使会議」の二者協議となり、非公開~~~~

公使二者協議：第1回目

公労二者協議：第1回目

公使二者協議：第2回目

公労二者協議：第2回目

公使二者協議：第3回目

公労二者協議：第3回目

~~~~ここまで、「公労会議」「公使会議」の二者協議となり、非公開~~~~

[長谷川部会長]

大変お待たせいたしました。全体会議を再開いたします。

第4回まで金額審議を重ねてまいりまして、労使双方から御主張をいただきました。

残念ながら金額の一致は見られませんでしたので、ここで公益委員見解を出させていただき、その後に採決に移りたいと考えております、いかがでしょうか。

[労使各側委員]

異議なし。

[長谷川部会長]

ありがとうございます。それでは、事務局から公益委員見解の配付をお願いいたします。

お手元に渡りましたでしょうか。内容を御一読下さい。御質問、御意見はございません

か。よろしいでしょうか。

ただ今机上に配付したものが、公益委員見解でございます。本専門部会としましては、労使双方からの主張を踏まえまして、全会一致に至るよう努力してきたところではありますけれども、残念ながら最終的に意見の一致を見ませんでした。そのため、部会長として公益委員見解を本部会に提示いたします。

公益委員見解として示します結論、即ち今年度の改定額につきましては、54 円引上げ、改定額を 985 円にすること並びに政府等への要望に関する附帯決議を含めた専門部会報告書について、採決を行いたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、専門部会報告書の案を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

お手元に報告書の案がいきましたでしょうか。この報告書の案、まず本文がございまして、めくりますと別紙 1、そしてもう 1 枚めくると別紙 2 となりまして、こちらは政府等への要望になります。もう 1 枚めくりまして、別紙 3 が生活保護との比較でございます。揃っているかどうか御確認下さい。よろしいですか。

これから採決を行いますけれども、採決は 3 回に分けて行います。まず、1 回目につきましては、改定額 985 円につきましてはですね。それを内容とする別紙 1 と生活保護との比較について記載された別紙 3、別紙 1 と別紙 3 を一緒に、まずは採決を行います。2 回目につきましては、附帯決議となります別紙 2、政府等への要望、これについて採決を行います。最後に 3 回目、全体をまとめて、この報告書の採決を行います。

少し分かりづらいですけれども、このような形で行いたいと思います。

それでは、第 1 回目の採決を行います。別紙 1 と別紙 3 について、賛成の方は挙手をお願いいたします。事務局は確認をお願いいたします。

[事務局] 賃金室長補佐

4 名でございます。

[長谷川部会長]

4 名。ありがとうございます。

次に反対の方、挙手をお願いします。

[事務局] 賃金室長補佐

3 名でございます。

[長谷川部会長]

ありがとうございます。

賛成が4名、反対が3名でしたので、改定額 985 円とする内容の別紙1と生活保護との比較の別紙3については、最低賃金審議会令第6条第6項が準用最低賃金審議会令第5条第3項の規定により、過半数以上の賛成があったと認められますので、現行の最低賃金を54円引上げ、985円に改正するべきであるということになります。

続きまして、第2回目の採決を行います。政府等への要望にかかる附帯決議の別紙2に賛成の方、挙手をお願いいたします。事務局は確認をお願いいたします。

[事務局] 賃金室長補佐

7名でございます。

[長谷川部会長]

全会一致ですね。政府等への要望に関する附帯決議の別紙2については、全会一致と認められます。よって、専門部会報告書の附帯事項として本審に報告することで決定いたします。

最後に、第3回目の採決を行います。この報告書全体に関して採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。事務局は確認をお願いいたします。

[事務局] 賃金室長補佐

4名でございます。

[長谷川部会長]

4名。ありがとうございます。

次に反対の方、挙手をお願いします。

[事務局] 賃金室長補佐

3名でございます。

[長谷川部会長]

ありがとうございます。

賛成4名、反対3名でしたので、この報告書全体につきましては、過半数以上の賛成が

あったと認められますので、本報告書全体を本審へ報告するということで決定いたします。

どうもありがとうございました。

これで採決も終わりましたので、専門部会での審議が終了いたしました。

短い期間で、集中しての審議、円滑な審議への御協力にお礼申し上げます。

それでは、事務局へ議事をお返しいたします。

[事務局] 賃金室長補佐

御審議ありがとうございました。

事務局より、今後の日程について御説明いたします。この度、今年度の改定額を 985 円に改正するべきである、という内容で専門部会報告書が決定いたしましたので、予定どおり本日午後、第 3 回新潟地方最低賃金審議会を開催いたします。

なお、開催時間につきましては、当初は午後 1 時半からと御案内しておりましたが、専門部会での審議が長引きましたので、午後からの本審につきましては、開始時間を遅らせ、午後 2 時開始とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和 6 年度第 4 回新潟県最低賃金専門部会を終了させていただきます。大変御苦勞様でございました。